

意見案第6号

「新たな資源管理の推進」における本道の実情を反映した対応を求める意見書

国は、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を目指し、平成30年12月、「漁業法等の一部を改正する等の法律」を公布し、本年12月1日に施行されることとなっている。

法改正により、資源管理に関しては、TAC魚種の追加や個別の漁獲割当て制度により管理を強化するとしており、今般、国は、今後の具体的な道筋を示す、新たな資源管理の推進に向けたロードマップを公表したところである。

このロードマップでは、資源評価の充実、精度向上に取り組みつつ、クロマグロやスケトウダラなど現在8魚種で実施しているTAC管理を漁獲量ベースで8割まで拡大することを目標に、漁獲量の多いものを中心に新たに15魚種について、MSY（最大持続生産量）を基本とする資源評価により、TAC管理を順次検討・実施する資源（魚種）として公表し、令和5年度までの実施に向け推進する内容となっている。

TACにより資源を適正に管理するためには、資源量や漁獲量をより正確に把握した上で資源評価の精度向上はもとより、地域の漁業実態を十分考慮することが重要であるが、道内では、現在においても特にクロマグロなどのTAC管理においては、多種多様な魚種を様々な漁法により漁獲している本道漁業の特性から、数量管理における課題が多く、関係漁業者の十分な理解と必要な支援措置を含めた検討のもとに、慎重な対応が求められるところである。

また、これまで道内沿岸漁業者と沖合漁業者が協調して自主的な資源管理に取り組み、近年、資源回復の兆しが見られている事例もあり、これらの取組成果も十分考慮した対応が求められるところである。

よって、国においては、漁業者の理解をさらに深めるとともに、引き続き十分に意見を聴取した上で、本道の漁業実態や漁場利用の実情が反映されるよう、次の事項について要望する。

記

- 1 今後の資源管理の枠組みについて、現場の漁業者の十分な理解と納得が得られるよう、さらに丁寧な説明に努めるとともに、本道漁業の実情や漁業者の意見を的確に反映させること。
- 2 TAC魚種追加の検討に当たっては、科学的見地から、魚種ごとの資源評価の精度向上はもとより、漁業者の意見を丁寧に聞いた上で、十分な議論がなされないまま取り進めることなく、必要な準備が整うまで慎重を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣

} 各通

北海道議会議長 村田 憲 俊